

# 支払不能処分制度運営規則

(平成 24 年 11 月 7 日制定)

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

**第 1 条** この規則は、業務規程第 9 章および業務規程細則第 8 章に定めるでんさいの支払不能処分制度の運営に関して必要な事項を定める。

### (定 義)

**第 2 条** この規則において使用する用語は、電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）、業務規程および業務規程細則において使用する用語の例による。

### (支払不能処分制度の運営)

**第 3 条** 株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）は、業務規程等およびこの規則に定めるところに従い、公平・中立に支払不能処分制度を運営するものとする。

2 参加金融機関は、業務規程等およびこの規則に定めるところに従い、支払不能処分制度の適切な運営に協力する。

## 第 2 章 支払不能事由の通知

### (支払不能事由の通知)

**第 4 条** 債務者の窓口金融機関は、支払不能でんさいがあった場合には、業務規程細則第 43 条に規定する支払不能事由を、支払期日の午後 11 時までに当会社に通知しなければならない。

2 支払不能でんさいがあったにもかかわらず、債務者の窓口金融機関が支払期日の午後 11 時までに支払不能事由を当会社に通知しなかった場合、当該窓口金融機関は支払不能事由が判明したときに、直ちに支払不能事由を当会社に通知しなければならない。

3 債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関は、第 1 項の支払不能でんさいの支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過した日に当会社から送付される支払不能登録が確定した旨の通知を受領した場合には、債務者および債権者にその旨を通知しなければならない。

### (支払不能事由の通知の回数)

**第 5 条** 当会社は、業務規程第 48 条に規定する支払不能事由の通知の回数について、同一

の債務者に関して、支払期日を同一とするでんさいに係る支払不能事由が2件以上通知された場合には、これを1回として計算する。

#### (支払不能事由の訂正・取消)

**第6条** 債務者の窓口金融機関は、当会社に対して瑕疵ある支払不能事由を通知したことまたは口座間送金決済がされたにもかかわらず支払不能事由を通知したことが判明した場合には、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める方法により、支払不能事由について訂正または取消をしなければならない。

一 当会社に対して瑕疵ある支払不能事由を通知したことが判明した場合

当該窓口金融機関は次のとおり支払不能事由の訂正を行う。

- ① 支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までに訂正を行うとき  
電磁的方法により、支払不能事由を訂正する。
- ② 支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日以降に訂正を行うとき  
当会社に当会社所定の書面を所定の方法で送付し、支払不能事由の訂正事務を委託する。

二 口座間送金決済をしたにもかかわらず支払不能事由を通知したことが判明した場合  
当会社に対し、当会社所定の書面を所定の方法で送付し、支払不能事由の取消事務を委託する。

なお、当該窓口金融機関が第1号または第2号支払不能事由を通知した場合であつて、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までに取消事務を委託するときには、取消までの暫定的措置として、当該窓口金融機関は、電磁的方法により、支払不能事由を第0号支払不能事由に訂正して支払不能処分を回避しなければならない。

2 当会社は、窓口金融機関から前項に規定する書面を受領したときは、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める時以後すみやかに、支払不能事由の訂正事務または取消事務を行うとともに、その旨を債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関に通知する。

一 支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までに前項に規定する書面を受領した場合 支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日

二 前号以外の場合 前項に規定する書面を受領した日

3 債務者の窓口金融機関は、当会社から前項の取消事務を行った旨の通知を受領したときは、当会社に対し、直ちに口座間送金決済通知をしなければならない。

4 債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関は、支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日以後に、第2項の規定により、訂正事務または取消事務を行った旨の通知を受領したときは、債務者および債権者に対し、支払不能事由の訂正または取消を行った旨を通知しなければならない。

#### (支払不能通知等の訂正・取消)

**第7条** 当社が支払不能通知または取引停止通知をした場合であって支払不能事由について前条第1項にもとづく訂正または取消がされたときは、当社は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める対応を行う。

一 支払不能事由が第0号支払不能事由に訂正された場合または支払不能事由が取り消された場合

当社は、支払不能通知または取引停止通知を取り消すとともに、債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関にその旨通知する。ただし、当該債務者について支払期日が同一の他のでんさいに関する第1号支払不能事由または第2号支払不能事由が通知された場合は、この限りでない。

二 支払不能事由が第1号支払不能事由または第2号支払不能事由に訂正された場合

当社は、支払不能通知または取引停止通知を訂正するとともに、債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関にその旨通知する。

2 当社は、前項各号に掲げる対応を行った場合、その旨をすべての参加金融機関に通知する。

### 第3章 異議申立

#### (異議申立)

**第8条** 債務者の窓口金融機関は、債務者から業務規程第50条第1項に規定する異議申立を受け付ける場合には、当該債務者から当社所定の書面の提出を受ける。

2 債務者の窓口金融機関は、業務規程細則第46条第2項の規定にかかわらず、異議申立の対象となるでんさいについて口座間送金決済が行われていない場合には、支払期日当日であっても異議申立を受け付けることができる。

3 債務者の窓口金融機関は、債務者から第1項に規定する書面の提出を受けた場合には、直ちに口座間送金決済を中止するとともに、当社に第2号支払不能事由を通知しなければならない。

4 債務者の窓口金融機関は、支払期日から起算して2銀行営業日を経過した日の午後4時までには当社に到着するよう、次に掲げる書面を送付しなければならない。ただし、当社が認める場合は、この限りでない。

一 第1項に規定する書面

二 異議申立預託金の預け入れの有無を記載する当社所定の書面

5 当社は、前項各号に掲げる書面を受領し、債務者が業務規程第50条第2項に規定する日時までに窓口金融機関に異議申立預託金を預け入れたことを確認したときは、異議申立の対象となる支払不能でんさいについて異議申立の登録をするとともに、当該登録を行った旨を債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関に通知する。

- 6 債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関は、前項の通知を受領したときは、債務者および債権者に異議申立の登録をした旨を通知する。
- 7 当社は、債務者が業務規程第 50 条第 2 項に規定する日時までに異議申立預託金を窓口金融機関に預け入れなかった場合には、第 1 項に規定する書面の提出があったときでも、異議申立がはじめからされなかったものとして取り扱い、業務規程第 47 条から第 49 条までの規定を適用する。

#### (異議申立預託金の管理)

**第 9 条** 債務者の窓口金融機関は、債務者から異議申立預託金の預け入れを受けた場合には、債務者の窓口金融機関が定める方法でこれを管理しなければならない。

#### (異議申立の特例)

- 第 10 条** 債務者の窓口金融機関は、債務者から業務規程第 50 条第 1 項に規定する異議申立と併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立を受け付ける場合には、当社所定の書面の提出を受ける。
- 2 債務者の窓口金融機関は、業務規程細則第 46 条第 2 項の規定にかかわらず、異議申立の対象となるでんさいについて口座間送金決済が行われていない場合には、支払期日当日であっても異議申立を受け付けることができる。
  - 3 債務者の窓口金融機関は、債務者から第 1 項に規定する書面の提出を受けた場合には、直ちに口座間送金決済を中止するとともに、当社に支払不能事由を不正作出とする第 2 号支払不能事由を通知しなければならない。この場合において、債務者の窓口金融機関は、支払期日から起算して 2 銀行営業日を経過した日の午後 4 時までに当社に到着するよう、債務者から受領した第 1 項に規定する書面を所定の方法で送付しなければならない。ただし、当社が認める場合は、この限りでない。
  - 4 当社は、窓口金融機関から第 1 項に規定する書面を受領したときは、異議申立の対象となる支払不能でんさいについて不正作出を理由とする異議申立の登録を行うとともに、当該登録をした旨を債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関に通知する。
  - 5 債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関は、前項の通知を受領したときは、債務者および債権者に不正作出を理由とする異議申立の登録をした旨を通知する。

#### (不正作出を理由とする異議申立に係る内部調査)

**第 11 条** 債務者の窓口金融機関および当社は、債務者から前条第 1 項に規定する書面の提出を受けた場合には、異議申立がされた日から起算して 10 銀行営業日を経過した日までに不正作出の原因について内部調査を行い、債務者の窓口金融機関は自ら行った内部調査の結果を当社所定の書面により当社に報告する。ただし、債務者が不正作出の原因が窓口金融機関または当社にはない旨認めた場合は、この限りでない。

- 2 債務者の窓口金融機関は、前項に規定する期間内に調査が終了しないことが見込まれる場合には、事前にその旨を当会社に申し出る。
- 3 債務者の窓口金融機関は、第1項の内部調査の過程において、不正作出の原因が他の参加金融機関に起因する可能性があると判断した場合には、その旨を当会社に申し出る。当会社は当該申出を受けた場合には、当該参加金融機関に第1項の内部調査を請求する。
- 4 債務者の窓口金融機関および当会社は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める対応を行う。また、当会社から前項の請求を受けた参加金融機関は、これに準じた対応を行う。
  - 一 債務者の窓口金融機関が自己に不正作出の原因があるとの結論に至った場合  
債務者の窓口金融機関は、当会社に対し、第1項の報告として異議申立預託金の預け入れの免除に相当する旨を報告するとともに、電子記録の訂正を行い、または利害関係者の承諾を得て、電子記録の訂正を当会社に依頼しなければならない。なお、当会社に電子記録の訂正を依頼する必要がある、かつ第1項の報告をした後、1か月以上経過したにもかかわらず当会社に電子記録の訂正依頼を行っていない場合は、当会社に対応状況を報告しなければならない。
  - 二 当会社が自己に不正作出の原因があるとの結論に至った場合  
当会社は、必要に応じて利害関係者の承諾を得て、電子記録を訂正する。
- 5 当会社は、前項第1号の報告を受けた場合または同項第2号の結論に至った場合には、異議申立預託金の預け入れを免除する決定を行い、その旨を債務者の窓口金融機関に通知する。
- 6 債務者の窓口金融機関は、前項の通知を受領したときは、異議申立預託金の預け入れの免除が決定した旨を債務者に通知する。

#### (異議申立に係るでんさい事故調査会の調査)

- 第12条** 当会社は、前条第1項の内部調査の結果、債務者の窓口金融機関（債務者の窓口金融機関から不正作出の原因が他の参加金融機関に起因する可能性があると判断した旨の申出があった場合は当該参加金融機関）および当会社のいずれにも不正作出の原因がないとの結論に至った場合には、でんさい事故調査会を開催し、当該内部調査の結果の正当性について調査を行う。
- 2 当会社は、前項のでんさい事故調査会の調査結果として次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める対応を行う。
    - 一 不正作出の原因が債務者の窓口金融機関または他の参加金融機関に起因するとの結論に至った場合  
当会社は、異議申立預託金の預け入れを免除する決定を行い、次に掲げる事項を債務者の窓口金融機関に通知する。ただし、不正作出の原因が他の参加金融機関に起因する場合には、②の事項は当該参加金融機関に通知する。

- ① 異議申立預託金の預け入れを免除する旨
  - ② 電子記録の訂正または利害関係者の承諾を得て当会社に電子記録の訂正を依頼しなければならない旨
- 二 不正作出の原因が当会社に起因するとの結論に至った場合
- 当社は、異議申立預託金の預け入れを免除する決定を行い、その旨を債務者の窓口金融機関に通知するとともに、当社において必要に応じて利害関係者の承諾を得て、電子記録を訂正する。
- 三 不正作出の原因が当社または参加金融機関に起因しないとの結論に至った場合
- 当社は、債務者に対し、次に掲げる書類を当社が指定する日までに提出するよう依頼する旨を債務者の窓口金融機関に通知する。
- ① 告訴状等の写し(ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は、警察署に提出した被害届の写しおよび同受理証明書の写し)
  - ② ①に掲げるものの他当社が指定する資料
- 3 債務者の窓口金融機関は、前項各号の通知を受けたときは、当該通知を債務者に通知する。
- 4 当社は、前条第1項ただし書または本条第2項第3号に掲げる場合に該当するときには、でんさい事故調査会を開催し、当該不正作出に係る債務者による告訴または告発等の有無について調査を行う。
- 5 当社は、前項のでんさい事故調査会の調査結果として次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める対応を行う。
- 一 債務者が不正作出に係る告訴または告発等を行った場合
- 当社は、異議申立預託金の預け入れを免除する決定を行い、その旨を債務者の窓口金融機関に通知する。
- 二 債務者が不正作出に係る告訴または告発等を行わなかった場合
- 当社は、異議申立預託金の預け入れを免除しない決定を行い、その旨を債務者の窓口金融機関に通知する。
- 6 債務者の窓口金融機関は、前項各号の通知を受けたときは、当該通知を債務者に通知する。この場合において、債務者の窓口金融機関は、前項第2号に規定する通知を受領したときには、債務者に対し、原則として当該通知を受領した銀行営業日中に、次に掲げる事項を通知する。
- 一 債務者の窓口金融機関が定める日時(第4項の調査が終了した日から起算して2銀行営業日を経過した日)までに、異議申立預託金を預け入れること
  - 二 前号に規定する異議申立預託金の預け入れがない場合には、当社は当該異議申立に係る支払不能でんさいについて、業務規程第47条から第49条までの規定を適用すること
- 7 債務者の窓口金融機関は、第4項の調査が終了した日から起算して4銀行営業日を経

過した日の午後 4 時までには当会社に到着するよう、第 8 条第 4 項第 2 号に規定する書面を所定の方法で送付する。

- 8 当社は、前項の書面を受領したときは、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める手続きを行う。
  - 一 異議申立預託金の預け入れがあった場合  
当社は、不正作出を理由とした異議申立の登録を通常の異議申立の登録に変更し、その旨を債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関に通知する。
  - 二 異議申立預託金の預け入れがなかった場合  
当社は、不正作出を理由とした異議申立を却下するとともに、その旨を債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関に通知する。この場合において、当社は、業務規程第 47 条から第 49 条までの規定を適用する。
- 9 債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関は、前項各号に規定する通知を受領したときは、不正作出を理由とした異議申立の登録を通常の異議申立の登録に変更した旨または不正作出を理由とした異議申立を却下した旨を債務者および債権者に通知する。

#### (異議申立の終了および異議申立預託金の返還許可)

- 第 13 条** 窓口金融機関は、業務規程細則第 48 条第 1 項各号に規定する者から業務規程第 51 条第 2 項に規定する異議申立預託金の返還許可の申立を受け付ける場合には、当社所定の書面の提出を受ける。
- 2 当社は、業務規程第 51 条第 1 項第 5 号（ただし債務者が支払義務を負うことが裁判等により確定した場合に限る）、第 6 号または第 8 号の事由にもとづく異議申立預託金の返還を許可した場合、債権者の窓口金融機関に書面でその旨を通知する。
  - 3 当社から業務規程細則第 48 条第 3 項および前項の通知を受けた債務者の窓口金融機関および債権者の窓口金融機関は、異議申立預託金の返還が許可された旨を債務者および債権者に通知する。

#### (不正作出を理由とした異議申立預託金の返還許可請求に係る内部調査)

- 第 14 条** 債務者の窓口金融機関が、債務者から支払不能でんさいが不正作出により生じた可能性がある旨を理由として異議申立預託金の返還許可の申立を受けた場合には、債務者の窓口金融機関および当社は、当該申立がされた日から起算して 10 銀行営業日を経過した日までに不正作出の原因について内部調査を行い、債務者の窓口金融機関は自ら行った内部調査の結果を当社所定の書面により当社に報告する。ただし、債務者が不正作出の原因が窓口金融機関または当社にはない旨認めた場合は、この限りでない。
- 2 債務者の窓口金融機関は、前項に規定する期間内に調査が終了しないことが見込まれる場合には、事前にその旨を当社に申し出る。

- 3 債務者の窓口金融機関は、第 1 項の内部調査の過程において、不正作出の原因が他の参加金融機関に起因する可能性があるとは判断した場合には、その旨を当会社に申し出る。当社は申出を受けた場合には、当該参加金融機関に第 1 項の内部調査を請求する。
- 4 債務者の窓口金融機関および当社は、第 1 項の内部調査の結果として、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める対応を行う。また、当社から前項の請求を受けた参加金融機関は、これに準じた対応を行う。
  - 一 債務者の窓口金融機関が自己に不正作出の原因があるとの結論に至った場合  
債務者の窓口金融機関は、当社に対し、第 1 項の報告として異議申立預託金の返還許可に相当する旨を報告するとともに、電子記録の訂正を行い、または利害関係者の承諾を得て電子記録の訂正を当社に依頼しなければならない。なお、当社に電子記録の訂正を依頼する必要がある、かつ第 1 項の報告をした後、1 か月以上経過したにもかかわらず当社に電子記録の訂正依頼を行っていない場合は、当社に対処状況を報告しなければならない。
  - 二 当社が自己に不正作出の原因があるとの結論に至った場合  
当社は、必要に応じて利害関係者の承諾を得て、電子記録を訂正する。
- 5 当社は、前項第 1 号の報告を受けた場合または同項第 2 号の結論に至った場合には、異議申立預託金の返還を許可し、その旨を債務者の窓口金融機関に通知する。
- 6 債務者の窓口金融機関は、前項の通知を受領したときは、異議申立預託金の返還が許可された旨を債務者に通知する。

**(異議申立預託金の返還許可請求に係るでんさい事故調査会の調査)**

- 第 15 条** 当社は、前条第 1 項の内部調査の結果、債務者の窓口金融機関（債務者の窓口金融機関から不正作出の原因が他の参加金融機関に起因する可能性があるとは判断した旨の申出があった場合は当該参加金融機関）および当社のいずれにも不正作出の原因がないとの結論に至った場合には、でんさい事故調査会を開催し、当該内部調査の結果の正当性について調査を行う。
- 2 当社は、前項のでんさい事故調査会の調査結果として次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める対応を行う。
    - 一 不正作出の原因が債務者の窓口金融機関または他の参加金融機関に起因するとの結論に至った場合  
当社は、異議申立預託金の返還を許可する決定を行い、次に掲げる事項を債務者の窓口金融機関に通知する。ただし、不正作出の原因が他の参加金融機関に起因する場合には、②の事項は当該参加金融機関に通知する。
      - ① 異議申立預託金の返還を許可した旨
      - ② 電子記録の訂正または利害関係者の承諾を得て当社に電子記録の訂正を依頼しなければならない旨

二 不正作出の原因が当会社に起因するとの結論に至った場合

当社は、異議申立預託金の返還を許可する決定を行い、異議申立預託金の返還を許可した旨を債務者の窓口金融機関に通知するとともに、当社において必要に応じて利害関係者の承諾を得て電子記録を訂正する。

三 不正作出の原因が当社または参加金融機関に起因しないとの結論に至った場合

当社は、債務者に対し、次に掲げる書類を当社が指定する日までに提出するよう依頼する旨を債務者の窓口金融機関に通知する。

① 告訴状等の写し（ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は、警察署に提出した被害届の写しおよび同受理証明書の写し）

② ①に掲げるものの他当社が指定する資料

3 債務者の窓口金融機関は、前項各号の通知を受けたときは、当該通知を債務者に通知する。

4 当社は、前条第1項ただし書または本条第2項第3号に掲げる場合に該当するときには、でんさい事故調査会を開催し、当該不正作出に係る債務者による告訴または告発等の有無について調査を行う。

5 当社は、前項のでんさい事故調査会の調査結果として次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める対応を行う。

一 債務者が不正作出に係る告訴または告発等を行った場合

当社は、異議申立預託金の返還を許可する決定を行い、その旨を債務者の窓口金融機関に通知する。

二 債務者が不正作出に係る告訴または告発等を行わなかった場合

当社は、異議申立預託金の返還を許可しない決定を行い、その旨を債務者の窓口金融機関に通知する。

6 債務者の窓口金融機関は、前項各号の通知を受けたときは、当該通知を債務者に通知する。

**(内部調査の不実施)**

**第16条** 当社および窓口金融機関は、第11条第1項および第14条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事情があることが事前に判明し、かつ債務者が当該事情の存在を認めている場合には、第11条第1項および第14条第1項に規定する内部調査を行わないことができる。

一 窓口金融機関が、利用者のID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱ったこと

二 当社または窓口金融機関が請求に関する書面または諸届出書類に使用された印影または署名を窓口金融機関に届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相

違わないものと認めて取り扱ったこと

#### 第4章 支払不能に関する処分調査請求

##### (支払不能に関する処分調査請求)

- 第17条** 支払不能でんさいの債権者の窓口金融機関は、債権者から業務規程細則第51条第1項に規定する支払不能処分調査請求を受け付ける場合には、当会社所定の書面の提出を受ける。
- 2 当会社は、業務規程細則第51条第4項に規定するでんさい事故調査会の調査結果を、次に掲げる場合に応じて、当該各号に定める者に通知する。
- 一 でんさい事故調査会が支払不能処分調査請求を理由があるものと認めた場合  
債権者の窓口金融機関および債務者の窓口金融機関
  - 二 でんさい事故調査会が支払不能処分調査請求を理由があるものと認めなかった場合  
債権者の窓口金融機関
- 3 当会社から前項の通知を受領した債権者の窓口金融機関または債務者の窓口金融機関は、その旨を債権者または債務者に通知する。

#### 第5章 支払不能通知および取引停止処分の特則

##### (不正作出の場合の支払不能通知または取引停止処分の取消に係る内部調査)

- 第18条** 債務者の窓口金融機関が、債務者から業務規程細則第52条に規定する支払不能通知または取引停止処分の取消の請求を受けた場合には、債務者の窓口金融機関および当会社は、当該請求が行われた日から起算して10銀行営業日を経過した日までに不正作出の原因について内部調査を行い、債務者の窓口金融機関は自ら行った内部調査の結果を当会社所定の書面により当会社に報告する。ただし、債務者が不正作出の原因が窓口金融機関または当会社にはない旨認めた場合は、この限りでない。
- 2 債務者の窓口金融機関は、前項に規定する期間内に調査が終了しないことが見込まれる場合には、事前にその旨を当会社に申し出る。
- 3 債務者の窓口金融機関は、第1項の内部調査の過程において、不正作出の原因が他の参加金融機関に起因する可能性があるかと判断した場合には、その旨を当会社に申し出る。当会社は当該申出を受けた場合には、当該参加金融機関に第1項の内部調査を請求する。
- 4 債務者の窓口金融機関および当会社は、第1項の内部調査の結果として次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める対応を行う。また、当会社から前項の請求を受けた参加金融機関は、これに準じた対応を行う。
- 一 債務者の窓口金融機関が自己に不正作出の原因があるとの結論に至った場合  
債務者の窓口金融機関は、当会社に対し、第1項の報告として支払不能通知または

取引停止通知の取消が相当である旨を報告するとともに、電子記録の訂正を行い、または利害関係者の承諾を得て電子記録の訂正を当会社に依頼しなければならない。なお、当会社に電子記録の訂正を依頼する必要がある、かつ第 1 項の報告をした後、1 か月以上経過したにもかかわらず当会社に電子記録の訂正依頼を行っていない場合は、当会社に対応状況を報告しなければならない。

二 当会社が自己に不正作出の原因があるとの結論に至った場合

当会社は、必要に応じて利害関係者の承諾を得て、電子記録を訂正する。

- 5 当会社は、前項第 1 号の報告を受けた場合または同項第 2 号の結論に至った場合には、支払不能通知または取引停止処分を取り消し、その旨を債務者の窓口金融機関に通知する。
- 6 債務者の窓口金融機関は、前項の通知を受領したときは、支払不能通知または取引停止処分が取り消された旨を債務者に通知する。

**(支払不能通知または取引停止処分の取消に係るでんさい事故調査会の調査)**

**第 19 条** 当会社は、前条第 1 項の内部調査の結果、債務者の窓口金融機関（債務者の窓口金融機関から不正作出の原因が他の参加金融機関に起因する可能性があると判断した旨の申出があった場合は当該参加金融機関）および当会社のいずれにも不正作出の原因がないとの結論に至った場合には、でんさい事故調査会を開催し、当該内部調査の結果の正当性について調査を行う。

2 当会社は、前項のでんさい事故調査会の調査結果として次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める対応を行う。

一 不正作出の原因が債務者の窓口金融機関または他の参加金融機関に起因するとの結論に至った場合

当会社は、支払不能通知または取引停止処分を取り消す決定を行い、次に掲げる事項を債務者の窓口金融機関に通知する。ただし、不正作出の原因が他の参加金融機関に起因する場合には、①の事項は当該参加金融機関に通知する。

① 電子記録の訂正または利害関係者の承諾を得て当会社に電子記録の訂正依頼をしなければならない旨

② 当会社が支払不能通知または取引停止処分を取り消す旨

二 不正作出の原因が当会社に起因するとの結論に至った場合

当会社は、支払不能通知または取引停止処分を取り消す決定を行い、利害関係者の承諾を得て電子記録を訂正するとともに、支払不能通知または取引停止通知を取り消す旨を債務者の窓口金融機関に通知する。

三 不正作出の原因が当会社または参加金融機関に起因しないとの結論に至った場合

当会社は、債務者に対し、次に掲げる書類を当会社が指定する日までに提出するよう依頼する旨を債務者の窓口金融機関に通知する。

- ① 告訴状等の写し(ただし、警察署において告訴状の提出を要しないとされた場合は、警察署に提出した被害届の写しおよび同受理証明書の写し)
  - ② ①に掲げるものの他当社が指定する資料
- 3 債務者の窓口金融機関は、前項各号の通知を受けたときは、当該通知を債務者に通知する。
- 4 当社は、前条第1項ただし書または本条第2項第3号に掲げる場合に該当するときには、でんさい事故調査会を開催し、当該不正作出に係る債務者による告訴または告発等の有無について調査を行う。
- 5 当社は、前項のでんさい事故調査会の調査結果として次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める対応を行う。
- 一 債務者が不正作出に係る告訴または告発等を行った場合  
当社は、支払不能通知または取引停止処分を取り消す決定を行い、その旨を債務者の窓口金融機関に通知する。
  - 二 債務者が不正作出に係る告訴または告発等を行わなかった場合  
当社は、支払不能通知または取引停止処分を取り消さない決定を行い、その旨を債務者の窓口金融機関に通知する。
- 6 債務者の窓口金融機関は、前項各号の通知を受けたときは、当該通知を債務者に通知する。

#### (内部調査の不実施)

- 第20条** 当社および窓口金融機関は、第18条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事情があることが事前に判明し、かつ債務者が当該事情の存在を認めている場合には、同項に規定する内部調査を行わないことができる。
- 一 窓口金融機関が、利用者のID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱ったこと
  - 二 当社または窓口金融機関が請求に関する書面または諸届出書類に使用された印影または署名を窓口金融機関に届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったこと

#### (支払不能通知および取引停止処分の解除)

- 第21条** 支払不能通知または取引停止処分を受けた債務者の窓口金融機関は、業務規程細則第54条第1項に規定する請求を行う場合には、当社に対し、次に掲げる書類を添付した当社所定の書面を提出してしなければならない。
- 一 理由書
  - 二 債務者の陳述書

- 三 理由書記載の事実を証明する書面
- 四 前三号に掲げるものの他当社が指定する資料

## 第6章 支払不能情報照会

### (書類の徴求)

第22条 窓口金融機関は、業務規程第54条にもとづき、利用者または利用契約を解約しもしくは解除された元利用者（以下「元利用者」という。）から、支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容に係る照会（以下「支払不能情報照会」という。）を受け付ける場合には、当社所定の書面の提出を受ける。

2 窓口金融機関は、元利用者が支払不能情報照会をした場合には、前項に規定する書面に加えて、当該書面に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書の提出を受ける。また、支払不能情報照会をした元利用者が法人である場合には、前項に規定する書面を提出した個人について、次に掲げる本人確認書類のうちいずれか1点（第2号から第5号の書類についてはその写し）の提出を受ける。

- 一 印鑑登録証明書
- 二 運転免許証
- 三 パスポート
- 四 住民基本台帳カード
- 五 外国人登録証明書

### (本人確認の実施)

第23条 窓口金融機関は、利用者または元利用者から支払不能情報照会を受け付け、前条第1項に定める書面を受領した場合は、窓口金融機関所定の方法により本人確認を行う。

### (当社への取次ぎ)

第24条 窓口金融機関は、前二条に規定する確認を行った後、当社所定の方法により第22条に規定する書類を当社に送付する。

## 第7章 雑 則

### (改 正)

第25条 この規則の改正は、取締役会長の監督のもと代表執行役が行う。

2 前項の改正の効力は、代表執行役が定める日から生じる。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年2月4日から施行する。

以 上